

令和5年度第1回横浜環境活動賞審査委員会 会議録	
日 時	令和6年1月25日(木) 15時00分～17時00分
開 催 場 所	市庁舎 28階共用会議室 S05
出 席 者	川村久美子委員、鈴木智香子委員、為崎緑委員、戸川孝則委員、北村亘委員(途中から出席)
欠 席 者	石原信也委員、堀功生委員
開 催 形 態	公開(傍聴者0人)
議 題	1 委員長・職務代理者選出 2 横浜環境活動賞表彰制度の運用等について
決 定 事 項	1 委員長・職務代理者選出 委員長に戸川孝則委員、委員長職務代理者に為崎緑委員が選任された。 2 横浜環境活動賞表彰制度の運用等について いただいたご意見を元に、再度、事務局にて検討をします。
議 事	<p>(事務局) 令和5年度第1回横浜環境活動賞審査委員会を開会します。横浜環境活動賞審査委員会運営要綱第4条第3項により、委員の半数以上の出席が得られていますので、会が成立していることをご報告します。また、本委員会は横浜市の有する情報の公開に関する条例第31条により公開となっています。</p> <p>1 委員長・職務代理者選出</p> <p>(事務局) 議事に入ります。議題1「委員長の選定及び職務代理者の指名」ということで、運営要綱第3条第1項により、委員の皆さまの互選により委員長をお選びいただきます。ご推薦がありましたら、お願いいたします。</p> <p>(為崎委員) 改選前も委員長をお務めの戸川委員に引き続き、委員長をお願いしたいと思います。</p> <p>(戸川委員) ありがとうございます。</p> <p>(事務局) ただ今、推薦がございましたがいかがでしょうか。</p> <p>(一同) 異議なし。</p> <p>(事務局) それでは、戸川委員に委員長をお願いいたします。</p> <p>(事務局) 続きまして、運営要綱第3条第3項により、戸川委員長より職務代理者のご指名をお願いいたします。</p> <p>(戸川委員長) 今回は為崎委員をお願いしたいと思います。</p> <p>(為崎委員) はい。よろしくお願いいたします。</p> <p>(事務局) それでは、為崎委員に職務代理者をお願いします。ここからの議事進行は戸川委員長にお願いします。</p> <p>2 横浜環境活動賞表彰制度の運用等について</p> <p>(戸川委員長) 「今後のスケジュール」の共有です。事務局から説明をお願いいた</p>

します。

(事務局) お手元にお配りした資料4をご覧ください。まず、今後のスケジュールです。来年度4月に第1回の審査委員会を実施し、環境月間である6月から第31回環境活動賞の募集を開始したいと考えております。9月には応募者のプレゼンテーションを実施し、受賞者決定後の11月頃に表彰式を開催できるように段取りしていきたいと思っております。スケジュールについては以上です。

(戸川委員長) ありがとうございます。続きまして、横浜環境活動賞の運用等について、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) 今回は、横浜環境活動賞の運用等について、委員の皆さまからのご意見を、多く頂戴したいと思っております。

これまでの環境活動賞を振り返ってご意見を申し上げます。その後、事務局が作成した第31回横浜環境活動賞に向けた案についての審議をお願いします。

前回までの環境活動賞の振り返りです。令和4年第2回審査委員会にて、6つの課題を共有しました。

一つ目として、『SDGs』や『脱炭素』の拡がりなど、現代における『環境』をとりまく状況の変化により、『環境活動』の定義があいまいとなり、『(顕著な) 功績』の評価が難しくなっている」という、従前からの課題がありますが、これは継続課題であると認識しています。

二つ目は、「行政による表彰制度の目的・性質に照らし、審査のあり方(厳格にすべきか、緩和すべきか)の再認識が必要になっている」という課題です。これに対しては、「(実践賞の) すそ野を広げる」ことで合意し、一方、「大賞のあり方」、すなわち、最も顕著な功績のあった者を大賞とするけれども、大賞を出さない回があってもよいのではないかということについては継続審議となっています。また、すそ野を広げ過ぎることによって賞の質が落ちてしまうのではないかといった新たな課題も生じました。

三つ目は、「応募数は例年15件程度を推移し、また、新型コロナウイルスの蔓延により、表彰対象者の活動期間である概ね3年以上の要求を満たす団体が減少しているということが推測される」という課題です。第31回を実施する際の新たな課題として、「表彰対象者を、従前同様(活動開始から3年)とした場合、活動開始は3年前だが活動自粛期間を間に2年はさんでいるような場合の取り扱い」について、「自粛期間を含まず活動期間が3年を確保できればよいか」といった点を考える必要があります。

四つ目は、「応募者にとって必要書類が多いため負担感があることが推測される」という課題です。そこで、第30回は従前よりも提出資料枚数を5ページ減らしました。しかし、応募書類が削減されて応募しやすくなると、応募数が急増する可能性もあるため、その場合の対応は新たな課題として考える必要があります。

五つ目は、「1件あたりの応募書類が多いため、書類審査・事前質問調査に時間を要する」という課題です。第30回では応募書類の削減を行い、また、事前審査・

事前質問を取りやめました。そして、プレゼンテーションは、コロナ前と同様に実施しました。その結果、応募書類には未記入であったが、プレゼンテーション時の聞き取りで新たに分かった活動事例などをどのように取り扱うべきかといった課題が生じています。

六つ目は、「当年度の応募から翌年度の表彰式まで、年度をまたがる」という課題です。第 30 回は同一年度内に表彰式まで終わられるように、当初は予定を立てていましたが、都合により表彰式を 4 月に実施しました。第 31 回については、同一年度内に応募開始から表彰式開催までを終わられるようにしたいと考えています。

以上の 6 つの課題の他に、第 30 回のプレゼンテーションの復活に伴い、新たな課題が生じました。それは、審査委員会を一日で実施すると想定した場合の応募者が増え過ぎたときの対応です。朝 9 時から審査委員会を始めた場合、プレゼンテーションは 20 組が限度だと推測されます。

また、第 30 回の「児童・生徒・学生の部」は応募対象が団体であったため、個人で応募していただいた 2 名の方には「市民の部」で応募してもらいました。このような場合、団体の活動と個人の活動とを比較することは難しく、同じ部門で審査することは公平性に欠けるのではないかということが新しい課題として挙げられます。

その他、「部門における応募者数の偏りについてどのように考えるか」という継続課題もあります。第 30 回は「市民・企業の部」はそれぞれ 4 者ずつでしたが、「児童・生徒・学生の部」は 2 者の応募で、2 者を比べて各賞を決定しました。事務局からの説明は以上です。追加の課題も含め、さまざまなご意見を頂戴したいと思います。

(戸川委員長) ありがとうございます。振り返りということで、事務局からの情報共有がなされました。ご意見はありますか。

(為崎委員) 今のご説明で、「すそ野を広げること」と「大賞を出さなくてもよいのではないか」ということは、相矛盾するのように感じます。すそ野を広げるには、たくさんの方に環境に関わってもらって、環境活動賞への応募数を増やし、なるべく多くを表彰していくことが必要に思います。一方で、この表彰制度の質を維持するためには、応募者を多くしてできるだけ表彰対象にするというより、活動内容の先進性やモデル性を考慮して表彰者を選考する必要があります。

この会議以外でも同じような議論があったのですが、先進性・モデル性と、これまでの継続してきた実績とをどう評価するかということが課題となりました。例えば、何十年も地域に密着して実施してきた緑の愛護などの環境活動もあれば、先進的でこれからは見据えた環境活動もあります。

先ほどのご説明にもありましたが、環境先進都市である横浜市としての発信であるならば、表彰は先進性・モデル性を重視するのかどうかということです。市民に

対する環境活動への動機付けをして、環境活動賞への応募者数や表彰者数も増やすことと、この表彰制度を通じて発信したいこととの折り合いをどう付けるのかについて検討が必要だと感じました。

(戸川委員長) ありがとうございます。「すそ野を広げる」という意味は、「応募者の数が増える」ことに近いと思いますが、応募者全員を実践賞にするかどうかは、また別の話だと思っています。この横浜環境活動賞では現在、ほぼ 100%の確率で応募者が「実践賞」を受賞していますが、少なくとも最初の頃は、「実践賞」をもらえない応募者もいたと記憶しています。従って、そういう方向についても考えなければいけないと思っていますが、皆さんはいかがですか。

何とか応募者全員に「実践賞」を与えたいという気持ちもあるのですが、「大賞」としてふさわしい方に「大賞」を授与したいという気持ちもあります。

(川村委員) 第 30 回の変更点として「実践賞のすそ野を広げる」ことを挙げ、そのために応募書類を簡素化する方法を取りました。まずは、その結果を評価しないと次に進めないのではないかと思います。

(戸川委員長) 応募者数は増えましたか。

(事務局) 増えていません。ただし、第 29 回までは市庁の各部署を通じて、環境活動賞への推薦と応募促進のための声掛けを行ってきましたが、第 30 回はその声掛けを実施しておりません。

(川村委員) では、自発的に応募してきたのですか。

(事務局) そうです。自発的に 10 者の方が応募されました。

(川村委員) それならば、それを「すそ野が広がった」と評価するのかどうかという問題があります。第 30 回の応募人数を見て、「すそ野が広がった」とはあまり言えないのではないかと、私は思います。

第 31 回の目標に「すそ野を広げること」を掲げ、それによって賞の質の低下が懸念される場合は、「大賞」のあり方において「大賞」を出さないという選択肢があってもよいかを検討するという流れになると思います。

従って、第 30 回で変更した「すそ野を広げる」ためのやり方はこのままでよいのかを検討する必要があります。資料によれば 1 日の最大審査数は 20 件となっていますが、「すそ野を広げる」のであれば、第 31 回では、他部署への声掛けなどの応募者を増やすための方策をまたやったほうがよいと思います。

(戸川委員長) ここで、皆さんにお尋ねします。「すそ野を広げる」ことに関して、効果があったと評価しますか。

(鈴木委員) 地元で活動している立場からすると、やはり書類が少ないと応募しやすくなります。周りを見渡してみると、この審議会に上がってくるような活動をしている団体は、たくさんあるのですが、横浜環境活動賞の存在を知らない人も多いのが現状です。従って、横浜環境活動賞という表彰制度がもっと認知され、それは応募しやすいことが分かれば、応募してくる人が増えて、すそ野が広がると思います。すそ野が広がることによって、結果的に、「大賞」のレベルも上がると思いま

す。例えば、学校の場合、横浜環境活動賞の受賞が環境大臣賞につながったというような話をよく聞きます。地域の人もそれを誇りに思っているようです。

(為崎委員) 自発的に応募がないのはなぜかと疑問を感じました。他の表彰制度で、回を重ねても、自ら応募する人が絶えないものもあります。しかし、横浜環境活動賞はなぜ、声を掛けなければ応募が少ないのか、根本的な理由を考えなければいけないのかもしれない。

たしか、これについては以前、議論をした時に、受賞のメリットが明確ではないため、わざわざ書類を書いてまで応募しようと思わないのではないかという意見があったと思います。第 31 回では難しいかもしれませんが、自発的な応募者を増やすための手立ても考えていく必要があると思います。

(戸川委員長) ありがとうございます。受賞したことによって、その活動の輪が広がる、人材確保につながるとありましたが、受賞者のその後の状況をご存じですか。

(事務局) そうですね。私たち行政がこのような活動に取り組む場合、行政の特質としてメディアからの信頼が高いため、ニュース記事としてよく取り上げられます。また、横浜市の別の会議体が主催するシンポジウムに私たちからお声掛けして、登壇してもらったこともあります。事務局からは以上です。

(川村委員) 今回、何が新しかったかといえば、若い個人が自発的に応募したということです。

(為崎委員) 前回、年齢としては「児童・生徒・学生の部」に入る応募者であったにもかかわらず、団体での応募でなく個人応募であったために、「市民の部」の応募になってしまったのですが、果たして、「市民の部」でよいのかは疑問です。「児童・生徒・学生の部」を「市民の部」と同じく、団体、個人の両方の応募を可能にするかどうかですね。ただし、そうした場合、第 30 回の応募者の方たちのように、応募は個人でも、その活動が周りを巻き込んだ集団活動であるならよいのですが、本当に個人の方がバラバラと手を挙げてきたときに收拾がつかなくなる可能性があります。

(戸川委員長) ありがとうございます。他にありますか。

(川村委員) 団体として、それこそ何十年も一生懸命、環境活動を頑張ってきた人たちがいるわけです。そういう方たちに光を当てたいという気持ちがありました。今後は、個人の若い人をどんどん入れていく形に変えるかについて議論したほうが良いと考えます。

(戸川委員長) ありがとうございます。他にありますか。

(為崎委員) 結局、個人応募が可能なことを明示するか、それとも、今までどおり、個人応募も受け付けた上で、運用上で勘案するか、そのどちらにするかだと思います。

(戸川委員長) ありがとうございます。

「環境活動を積極的に行っていること」をどう表現するかという点を考える必要があります。これまで長い間、環境保全活動をしてきた方々がいて、一方で、今後

の環境に関する保全・創造活動を積極的に行っているという方々がいて、今後、両方のタイプの応募者が出てくると思います。私は、今後、後者のほうが隆盛になるだろうと想像しています。われわれはその両軸を持たなければならないと強く感じます。

(戸川委員長) それでは、次の議題に移ります。事務局から説明をお願いします。(事務局) 第31回横浜環境活動賞の運用に関する変更案を事務局から提示します。まず、変更点を示し、その後、変更理由を説明いたします。

大きな変更点は3点、その他に事務的な変更点が2点あります。大きな変更点の1点目は、「応募対象」です。現在、「応募対象」は市民、企業、児童・生徒・学生の団体となっていて、市民は個人、団体ともに表彰しています。これを、「児童・生徒・学生の部」を「市民の部」に含めて、「市民の部」は団体のみ、「企業の部」は企業単位、そして、仮称ですが、若者を対象にした「ユース（個人）の部」の3部門に変更してはどうかと考えています。

2点目は「選考方法」です。先ほど、一日で最大20組までのプレゼンテーションが可能だと説明しましたが、20者を超えた場合は1次で書類選考を行い、1次審査の通過者だけが2次審査に進めるようにしたいと思っています。

3点目は「表彰の種類」です。各部門から選出される「大賞」については、現在と同じく30点配点で実施し、30点満点中23.4点以上の成績を収めた者のうち、最も顕著な成績を収めた1者を対象とし、該当者がいない場合は、「対象者なし」としたいと考えています。

その他の事務的な変更点の1点目は「表彰部門」です。これは、「応募対象」と同じく、「市民の部」、「企業の部」、「ユース（仮称）の部」と変更したいと考えています。

2点目は「選考対象となる活動」ですが、コロナ禍の自粛期間である2年間を除き、活動開始から延べ3年以上の活動実績がある者を対象としたいと考えています。

おのおのの変更理由です。1点目の「応募対象」の変更理由は3つあります。まず、「市民の部」と「児童・生徒・学生の部」を「市民の部」としてまとめることによって「市民の部」における応募者数を確保します。「児童・生徒・学生の部」の応募者数は例年、2～3者と少なかったため、「2者のうちのどちらかが大賞」といった状況を改善したいと考えます。これが変更理由の一つ目です。

また、「児童・生徒・学生の部」を「市民の部」にまとめ、応募要件を「団体のみ」とすることによって、従来の個人と団体との活動を比較することを回避し、審査の公平性につなげることができると考えます。先ほど、為崎委員から、個人単位の活動はつながりの部分が難しいというお話のとおり、個人単位の活動はその広がりを見せることが難しいという点があると考えます。そのため、「市民の部」は団体のみとしてもよいのではないかと考えています。これが変更理由の二つ目です。

そして、川村委員からも若者たちについてのお話がありましたが、私どもとしても、個人で活動する若者をぜひ、応援したいという気持ちがあります。そこで、個人を対象にした「ユース（仮称）の部」を設けたいと考えました。これが変更理由の三つ目です。なお、「ユース」の定義については市庁の各部署で異なりますが、ここでは小学生・中学生・高校生を「ユース」とします。

主な変更点の2点目、「選考方法」の変更理由です。繰り返しになりますが、応募者が20者を超えた場合、2次審査のプレゼンテーションを一日で終えることが難しいため、書類による1次審査を考えています。なお、その場合、1次審査の審査要件を明確にしておく必要があります。

主な変更点の3点目、「表彰の種類」の「大賞」の変更理由です。基準として示した「23.4点」は、過去5年間の「大賞」受賞者の平均点です。基準を置くことによって、「大賞」の質の低下を防ぐとともに、「大賞」の条件である「顕著な成績」を明確化したいと考えています。

（戸川委員長）「選考対象となる活動の期間」の「令和2年、令和3年を除き、延べ3年」という意味を教えてください。

（事務局）例えば、活動開始が令和元年、その後すぐに、令和2年、3年と活動自粛をしていて、令和4年から活動再開した場合、実活動期間が3年に満たない可能性があるということです。

（戸川委員長）自粛期間は誰が設定するのですか。また、活動を自粛していたかどうかをどのように評価するのですか。

（為崎委員）自粛のレベルもいろいろあると思います。

企画、事務局内の連絡、他団体との交流はしていたが、現場での活動はしていない、つまり、応募書類に書くような活動内容がない場合、それを自粛とするかどうかという問題があるように思います。自粛の定義は非常に難しい気がします。そのレベルをどのように捉えるかを考えねばなりません。

完全に動きを止めて何もしていなかった団体はほとんどないと思うので、現場でたくさんの人を集めるような活動だけを休止していた期間をどう捉えるのかは難しいところですね。

（戸川委員長）表現の問題かもしれませんが、応募書類を記入する際に、「アクションがないために書けない」方々がいたのではないかと思います。つまり、内部的な活動としてはさまざまなことをやっていたが、外向きの活動はしていなかった場合、それを「自粛」とみなすかどうかは非常に難しい問題です。「そこは自粛期間だから2カ年は含みません」と一律に当てはめることができるかどうかということです。

（川村委員）今のご意見に関連して申し上げます。例えば、若い人たちの活動方法を見ると、面と向かって何かをするのではなく、SNSを利用した新たなフェーズに入っています。それによって、広く、横浜を超えて活動することは大事なことであ

り、そういった方法を持ち込むことは大変良いことだと思うので、これを推奨していくべきだと思います。そして、活動方法自体がシフトしてきている中で、SNSを利用していろいろなことをやっても、対面の活動を何もしない場合も考えられます。そのことを「自粛とみなす」というふうに、私たちは言えないと思います。

(事務局) ありがとうございます。

(為崎委員) 「自粛期間を除き3年度間を記載する」場合、応募者はさまざまなレベルの3年度間を記入すると思われませんが、とにかく各自の考えに基づいて記入してもらい、その内容を審査委員が判断すればよいのではないかと思います。とにかく3年度間の活動を書けない場合は応募できないということになります。そして、あまりにも過去にさかのぼって書かれてもわかりづらいので、「何年度以降」と書くとよいのではないかと思います。

(為崎委員) 自粛期間として想定されているのは、コロナによるものだけですか。例えば、コロナという要因ではなく活動を継続できずに2年間休止していた期間があったけれども、再開した場合も応募可能ですか。

(事務局) ここで想定していたのはコロナによる自粛期間だけです。

(為崎委員) それならば、やはり「コロナによる自粛期間を除き、直近の活動を3年度分」記入してもらおうということですね。

(戸川委員長) 要するに、「2カ年分が白紙ですが、どうしたらよいですか」という応募者を救済するため、休止期間である2カ年を抜いて、その前の2カ年間を書いてもいいという表現ですね。

(鈴木委員) 「児童・生徒・学生の部を市民の部にまとめることで応募しやすさにつながる」とありますが、これがなぜ、応募のしやすさにつながるのですか。

(事務局) 第30回では、個人の方が「児童・生徒・学生の部」に応募されたのですが、団体応募に限定されていることから、「市民の部」に移ってもらうといったやりとりがありました。

(戸川委員長) そもそも、学校関係からのエントリーが少ないことに起因しているのですか。

(事務局) そうです。

(為崎委員) しかし、「児童・生徒・学生の部」をなくすと、学校からの応募が全くなくなってしまう危険性もある気がします。今までは、そういう部門があったから学校が手を挙げてくださっていましたが、それがなくなると、自分たちは対象ではないという印象を与えないかと危惧します。

(戸川委員長) 学校がエントリーしづらくなるということですか。

(為崎委員) はい。部門をつくることは、その対象者を積極的に表彰していくことの表明であり、「児童・生徒・学生の部」の場合は学校や学生団体に対する呼び掛けであると思います。「児童・生徒・学生の部」をなくす場合は、学校関係者は「市民の部」での応募となることを強く伝えていかないと、学校関係者に対して、「自分

たちは対象ではない」、「若者は個人応募だけ」といった誤った印象を与えてしまう気がします。そのため、表現は別にして、「児童・生徒・学生の部」の団体応募は「市民の部」に含めず、残したほうがいいのではないかと思います。

また、「ユースの部」を設けて若者の個人の活動を推し進めることは横浜市さんの方針であると理解してもよいのですか。

(川村委員) この二つの部門は整理されておらず、「団体」と「個人」という枠をつくること、また、今、為崎委員がおっしゃったように、「ユースの部」を推し進めていくこと、その二つのメッセージが入っているために分かりにくいと思われます。そこで、市民、学校、企業を対象とする「団体の部」と、若者を対象とする「個人の部」をつくるという方法もあります。ただし、大人と大学生が「個人の部」の対象外である理由付けは必要となると思います。

—北村委員出席—

(戸川委員長) 先ほど、議論していたのは「応募対象」です。「市民(団体)、企業、ユース(個人)」という案が出ているが、「ユースの部」は小・中・高の、いわゆる若者だけが対象となっている。その後、川村委員から追加の質問が出ているところです。それでは、川村委員、よろしくお願いします。

(川村委員) 「市民(団体)、企業、ユース(個人)」というこの枠組みには、「企業も含めた団体と、個人を対象にする」、そして、「若い世代、特に個人にターゲットを絞った表彰制度にしていく」という二つのメッセージが入っていますが、それでよいのかを私たちは確認しなければならないと思います。そして、「ユースの部」の対象に大学生が含まれていない点は非常に気になります。

異なるメッセージを含むこの枠組みに変更した場合、応募者にとっては分かりにくいと思われます。特に、個人応募の「ユースの部」は非常に新しいスタイルでもあり、十分な議論が必要です。第30回においては該当する応募者がいたけれども、今後も該当する応募者がいるのかどうかということです。私は、このように変える必要はないという気がします。以上です。

(戸川委員長) ありがとうございます。方針という話が出てきましたが、それでは、分かる範囲で構いませんので、事務局から回答をお願いします。

(事務局) まず、「ユース」とは何かというご意見を頂戴しました。今回は高校生までとし、大学生は入れないとしています。大学生を入れたほうがよいといったご意見をお聴きしましたので、今後、事務局で検討したいと思います。

そして、応募者の「活動期間」は要綱上、「概ね3年以上」と明記されています。しかし、断続的にでも3年以上の環境活動をしている「ユース」対象者は少ないのではないかと思います。そのため、「ユースの部」の「活動期間」は3年のままでよいのか、それとも、将来性に期待して若者を後押しするために、「活動期間」を1年間でよいとするかという議論も必要だと考えます。

これは、先ほどの「活動期間」の自粛時間等とも関係しますし、「ユースの部」に該当しない個人の市民をなぜ、表彰対象としないのかといった疑問も確かに出てきます。従って、事務局としては本日、頂戴したご意見を持ち帰って、再考したいというところです。

先ほど、横浜市としての方針かというご質問がありました。「横浜市環境管理計画」の中には表彰制度をどうするかといった視点も含まれており、子どもたちをはじめ、あらゆる主体に取り組んでもらうことが大切だとされています。すなわち、市民や企業の皆さま方はもちろん、若い世代に取り組んでもらうことがこれからは重要になるということです。従って、横浜環境活動賞も、若い世代が活動主体となり、それを後押しできるような制度にしたいと考えています。以上です。

(戸川委員長) ありがとうございます。

(為崎委員) 今までどおりの「児童・生徒・学生の部」を残したまま、そこに個人応募を付け加えた場合、若者を後押しする発信力が弱まってしまうのでしょうか。

(戸川委員長) ありがとうございます。ここで事務局に確認したいのですが、本日、「決定まで」と書いてありますが、決定にたどり着くには、もう少し時間がかかりそうな気がします。今は委員の皆さまの意見をしっかりと聞く形でもよろしいですか。

(事務局) はい。

(戸川委員長) では、その位置付けで委員の皆さまのご意見をしっかりと出してもらいたいと思います。

まずは、「応募対象」の「市民、企業、ユース」に対するご意見はありますか。

(鈴木委員) 先ほど、「児童・生徒・学生の部」への応募が2～3団体と非常に少ないということでした。私は長年、審査委員会に参加していますが、学校から応募された内容には大変面白いものが多いと感じています。従って、「児童・生徒・学生の部」は面白い応募のある部門だと思うので、応募数が少なくてもよいのではないかと思います。

そして、理科の授業や夏休みの課題としてずっとやってきたことを応募したいという児童がいる場合は、この「児童・生徒・学生の部」に個人で応募できるようにしてもよいと思います。

また、校長先生や理科の教諭、総合学習等の研究会に参加されている先生方は恐らく、横浜環境活動賞の事業をご存じだと思います。応募者数を無理に増やす必要はありませんが、そういう方たちに働き掛ければ、こういう面白い環境活動賞があることをより多くの方に知ってもらえると思いますし、私は、この「児童・生徒・学生の部」が好きです。

(戸川委員長) ありがとうございます。他にいかがですか。

(川村委員) 先ほどの為崎委員のご意見では、「児童・生徒・学生の部」を残し、団体だけではなく個人も受け入れる形にするというやり方があるということでした。そうすると、横浜市が今後、環境活動を担う「ユース」世代を奨励していくという

メッセージが弱くなるかもしれません。しかし、どの部門でも個人が応募できる形にシフトしていけばよいのではないかという感じがします。

それから、「ユースの部」や大学生については、今までとは異なる、さまざまな環境活動があり、また、環境活動を展開する方法も多様ですから、そういったことも含めて応募してほしい旨をどこかに書く必要があるかもしれませんが、それをこういう形で分類する必要はないのではないかと思います。

(戸川委員長) ありがとうございます。

(事務局) 審査委員の皆さんは、個人と団体とを同じ審査基準で審査することにやりづらさや評価の困難さを感じておられるかどうかをお伺いしたいと思います。

(為崎委員) 正直に言えば、個人と団体とを同じ俎上に載せて審査することは難しい部分もありますが、それらを分けて審査することのほうが、より難しさが増すように思います。

従って、先ほど申し上げたように、個人と団体両方に同じ部門で応募してもらい、その後は審査委員会で評価・判断するという形で柔軟に運用するほうがよいと考えます。

(戸川委員長) ありがとうございます。北村委員、何かありますか。

(北村委員) 「ユースの部」をつくって、新しいことやるぞというメッセージを示すのはいいことだと思います。「ユースの部」をつくといい目玉になるような改革があることは大変よいと思います。

その一方で、少し気になるのが、「ユースの部」対象外の個人が表彰されなくなることです。来年もしくは将来の横浜環境活動賞への応募を目指しながら、個人で活動している方に対してどのように対応していくかという点は、今後、重要な論点になるのではないかと考えています。

(戸川委員長) ありがとうございます。

「ユースの部」を新設することには、北村委員と同じく、私も賛成です。その場合、「特別賞」のような枠を作ったほうが注目されると思います。

(川村委員) 昨年度、私がつくづく感じたことは、SDGsが浸透した結果、学校教育の質が変わりつつあるということです。先ほど、鈴木委員がおっしゃったように、事務局から新たに提案された分類によれば、「児童・生徒・学生の部」がなくなるわけですが、「すそ野を広げる」という意味では、その部門を維持しつつ、若者の個人に対しては、新たな活動手法なども含めてサポートし、注目していくというメッセージを伝える必要があります。新たに賞を設けることも一つの方策ですが、部門の分類を変更するのではなく、他の形で世にアピールしていくことが重要だと思います。

また、事務局案では、「市民の部」に個人応募と団体応募とが可能であり、また、学校からの応募も可能といったように、異なるカテゴリーが一緒くたになっています。そうではなく、従来の部門を維持しつつ、個人応募は「児童・生徒・学生の部」でも、新設する「ユースの部」でも受け入れていくことができればよいと思います。

(戸川委員長)「市民の部」に「児童・生徒・学生の部」の方々を入れるとなると、一つ、問題があります。これは随分前に議論した記憶があるのですが、「児童・生徒・学生の部」に応募する場合、学校で学習するカリキュラム内の活動でもよいか、それとも、児童・生徒・学生が自主的にやっている活動だけかという点です。議論の結果、後者だということになりました。しかし、そうは言っても、児童・生徒・学生の力には限界もあるため、先生方がフレームを用意した中で環境活動をしっかりやっているのならば、それは対象としてもよいのではないかとこのころに落ち着いたと記憶しています。その議論をする前は、学校からの応募については選外としていました。

従って、「児童・生徒・学生の部」に応募していた方々が「市民の部」に応募することになる場合は、先生が提供したフレームの中で生徒が行う活動を環境活動と認めるかどうかについて、再度、議論の必要があると思いました。

(戸川委員長)「表彰の種類」の「大賞」に関する議論に移ります。「大賞」は各部門で「23.4点以上」という成績条件を設けるかどうかということです。以前、確か、北村委員から、『大賞』にふさわしいかどうかの議論があるべきではないかというご意見があったと思います。

(北村委員)応募者が少なく、かつ、その成績にあまり差がない場合、必ずしも「大賞」を選出しなくてもよいのではないかとことです。つまり、「大賞」の選出にはある程度の条件を設けて、該当者がいない場合、「大賞なし」の年があってもよいのではないかと考えています。

(為崎委員)「大賞は23.4点以上」という条件を定めた場合、この条件は公表されますか。

(事務局)審査基準を細かく公表するかどうかについては検討中で、公表しないこともあり得ると思えます。

(為崎委員)公表されるかどうかによっても違う気がします。例えば、「23.4点以上」の成績を「大賞」の内部における目安として選考し、それに満たない場合は「対象なし」とするかを審査委員会内の運用で行うという方法もあるかと思えます。「大賞」の条件として公表した場合、その条件は外せなくなります。従って、少しそこら辺の整理をしなければ、点数基準の位置づけの判断は難しいと思えます。

(事務局)今の要綱では、大賞は、「最も顕著な」というだけで、点数に関する記述はありません。

(戸川委員長)「顕著」をどう考えるかということですね。

(為崎委員)「顕著」ということは、得点に限らないということですか。

(戸川委員長)そうですね。北村委員のお話からすると、23.4点以上の成績の候補者がいても、「大賞なし」という場合があるという気もしますね。

(為崎委員)現在の規定からすれば、「大賞なし」ということはないという判断に

なってしまうのですね。

(事務局) 今の規定だと、そうなります。

(為崎委員) そうであれば、点数にとらわれず判断することになるのでしょうか。

(戸川委員長) しかし、「最も」という文言がありますね。

(為崎委員) 「大賞」を出さない年もあるとする場合は、募集の際にそのことを伝える必要がありますね。

(戸川委員長) そうですね。

(為崎委員) 「ただし、該当する者がいない場合は『大賞なし』となります」といった注を付ける形となりますでしょうか。

(戸川委員長) そうですね。そのときは、「最も」顕著な成績の者がいないということですか。

(為崎委員) そうですね。

(戸川委員長) 「最も」ということは、内輪で一番ということですね。

(為崎委員) 自分なりの考え方を言うならば、「最も」を「特に」に置き換えて、大賞の該当者を判断するということになるのでしょうか。

(戸川委員長) まずは、「大賞なし」にするかどうかの議論をしたほうが良いと思っています。

(北村委員) 先ほど言ったとおり、「大賞なし」の年があってもよいのではないかと思います。

それに関して基準があったほうがよいだろうということで、事務局が点数の基準を示してくれました。その点数の妥当性などは別の話として、僕は、「大賞なし」の年があってもよいという立場です。

(鈴木委員) 私は、最近、審査委員に加えていただいたのですが、毎年必ず、「実践賞」と「大賞」の受賞者が出たことを見ていたため、そういうものだと思っていました。しかし、過去に「実践賞」の選外となった団体もあるという話をお聞きして、求められる点数やレベルに達しないときには「大賞なし」もあり得ると考えます。

「応募すれば必ず受賞できる」と言われることは避けたほうがよいのではないかと思います。

(戸川委員長) ありがとうございます。そうすると、「大賞」だけではなくて、「実践賞」もということですか。

(鈴木委員) そうですね。

(川村委員) 「大賞なし」にしてもよいと思いますが、「大賞なし」のときの条件を表に出す・出さないは別として、やはりきちんと決めておくべきだと思います。去年も今年も「大賞なし」にしたとき、そこに一貫性があるかどうかという話になると思います。従って、やはり点数の条件を設けざるを得ないのではないかと思います。ただし、その条件については表に出す必要は全くないと考えます。

(為崎委員) 点数の条件は内部的に決めて留めておくべきという気がします。「大賞なし」の場合、なぜ、「大賞」がないのかという議論が出る可能性が高いからで

	<p>す。</p> <p>(戸川委員長) ありがとうございます。「23.4 点以上」は置いておいて、正直に言うと、横浜環境活動賞が始まったときから、「大賞なし」の年があってもよいと思っていました。</p> <p>(為崎委員) 戸川委員長は、応募者が 20 者を超えなくても 1 次審査をしたほうがよいというお考えですか。</p> <p>(戸川委員長) はい。横浜環境活動賞の在り方に関わると僕は思うので、1 次審査をしたほうがよいと思います。</p> <p>(為崎委員) もう一つ、質問があります。以前は書類で選考していたということですが、「実践賞」の選外となった応募者に対して、その理由を伝えてはいないのですか。</p> <p>(戸川委員長) 伝えていません。</p> <p>(為崎委員) 『実践賞』ではないです」という結果通知だけを送っていたのですか。</p> <p>(戸川委員長) 以前は「実践賞」も「大賞」もなくて、「環境活動賞」だけでした。</p> <p>(為崎委員) もし、1 次審査の書類選考で落とされる応募者が出る仕組みを導入した場合、やはり選外となった応募者に対する説明が必要だと思います。「駄目でした」という通知だけでもよいとは思いますが、市民などの活動を対象とした環境活動賞であることを考えると、納得がいかない応募者の方も中にはいるかもしれません。そのため、書類選考の結果をうまく伝える方法、また、それに必要な時間と労力といったことまでトータルに勘案しないと、書類選考で落とす仕組みを取り入れることは難しいと思います。</p> <p>(戸川委員長) ありがとうございます。</p> <p>議論を重ねてきましたが、終了予定時刻になりました。この他に何か、話し合っておくべきことはありますか。</p> <p>(北村委員) 皆さんのご意見を聴きながら、「大賞」の点数の条件は、「概ね 24 点」や「概ね 23 点」など、曖昧な表現にしておいて、審査委員会でしっかり考えるとよいと思いました。</p> <p>(戸川委員長) ありがとうございます。本日の議題は一応、終了といたします。事務局にお返しします。</p> <p>(事務局) ありがとうございます。</p> <p>さまざまなご意見を頂戴し、ありがとうございます。頂戴したご意見を基に事務局で再度、検討したいと思います。</p> <p>また、本日の最初のところで川村委員から、「実践賞」のすそ野を広げるためには、調査、評価、それを基に改善するということが大切だというお話がありましたが、その視点が全く抜け落ちてしまっていたという反省点もありますので、いったん戻りまして、考えたいと思います。</p> <p>それでは、これをもちまして令和 5 年度第 1 回審査委員会を終了します。</p>
資 料	1 資料

	<p>(1) 資料 1 横浜環境活動賞審査委員会 委員名簿</p> <p>(2) 資料 2 横浜環境活動賞実施要綱</p> <p>(3) 資料 3 横浜環境活動賞審査委員会運営要綱</p> <p>(4) 資料 4 令和 5 年度第 1 回横浜環境活動賞審査委員会</p> <p>(5) 資料 5 前回までの振り返り</p> <p>(参考) プレゼンテーションスケジュール (例)</p>
--	---